

○津山圏域資源循環施設組合物品調達等業者指名委員会規程

平成21年5月25日

津山圏域資源循環施設組合訓令第7号

(設置)

第1条 津山圏域資源循環施設組合が発注する物品調達等（物品調達業務及び役務の提供（別に定めがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について、入札等の公正を図り、もって契約の適正を期するため、津山圏域資源循環施設組合物品調達等業者指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 執行予定額が1件100万円以上の物品調達等における指名業者の選定
- (2) 入札等参加者の資格の適格性の審査
- (3) 指名業者の指名停止に係る審査
- (4) その他管理者が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副管理者（津山市副市長）をもって充てる。
- 3 副委員長は、津山市環境福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、事務局長、津山市契約監理室長及び構成市町主管課の課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、第3条の規定により委員会を構成する者（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の特例)

第7条 急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、構成員に回議して、これに代えることができる。

(秘密の保持)

第8条 何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において行う。

付 則

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

付 則 (平成25年3月31日訓令第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日訓令第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

付 則 (平成30年1月19日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年10月19日訓令第2号)

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。